# 第2節　検査結果の大要

令和5年次の検査の結果については、第2章以降に記載したとおりであり、このうち第3章及び第4章に掲記した事項等の概要は次のとおりである。

## 第1　事項等別の検査結果

### 1　事項等別の概要

検査の結果、第3章及び第4章に掲記した事項等には、次のものがある。

**(1)　第3章「個別の検査結果」**

ア　「不当事項」(検査の結果、法律、政令若しくは予算に違反し又は不当と認めた事項)

(本章の12ページ参照)

イ　「意見を表示し又は処置を要求した事項」(会計検査院法第34条又は第36条(注)の規定により関係大臣等に対して意見を表示し又は処置を要求した事項)

(本章の20ページ参照)

ウ　「本院の指摘に基づき当局において改善の処置を講じた事項」(本院が検査において指摘したところ当局において改善の処置を講じた事項)　(本章の24ページ参照)

エ　「意見を表示し又は処置を要求した事項の結果」(「会計検査院法第34条又は第36条の規定により関係大臣等に対して意見を表示し又は処置を要求した事項」について、当局において講じた処置又は講じた処置の状況)　(本章の28ページ参照)

オ　「不当事項に係る是正措置の検査の結果」(本院が既往の検査報告に掲記した不当事項に関して、当局において執られた是正措置の状況ついての検査の結果)

(本章の30ページ参照)

これらのうちアからエまでの各事項については、第3章の第1節及び第2節において省庁又は団体別に掲記している。

**(2)　第4章「国会及び内閣に対する報告並びに国会からの検査要請事項に関する報告等」**

ア　「国会及び内閣に対する報告」(会計検査院法第30条の2(注)の規定により国会及び内閣に報告した事項)　(本章の30ページ参照)

イ　「国会からの検査要請事項に関する報告」(国会法(昭和22年法律第79号)第105条の規定による会計検査の要請を受けて検査した事項について会計検査院法第30条の3(注)の規定により国会に報告した検査の結果)　(本章の30ページ参照)

ウ　「特定検査対象に関する検査状況」(本院の検査業務のうち、検査報告に掲記する必要があると認めた特定の検査対象に関する検査の状況)　(本章の31ページ参照)

エ　「国民の関心の高い事項等に関する検査状況」(本院の検査業務のうち、検査報告に掲記する必要があると認めた国民の関心の高い事項等に関する検査の状況)

(本章の31ページ参照)

オ　「特別会計財務書類の検査」(特別会計に関する法律(平成19年法律第23号)第19条第2項の規定による特別会計財務書類の検査)　(本章の31ページ参照)

（注）　会計検査院法

第30条の2　会計検査院は、第34条又は第36条の規定により意見を表示し又は処置を要求した事項その他特に必要と認める事項については、随時、国会及び内閣に報告することができる。

第30条の3　会計検査院は、各議院又は各議院の委員会若しくは参議院の調査会から国会法(昭和22年法律第79号)第105条(同法第54条の4第1項において準用する場合を含む。)の規定による要請があったときは、当該要請に係る特定の事項について検査を実施してその検査の結果を報告することができる。

第34条　会計検査院は、検査の進行に伴い、会計経理に関し法令に違反し又は不当であると認める事項がある場合には、直ちに、本属長官又は関係者に対し当該会計経理について意見を表示し又は適宜の処置を要求し及びその後の経理について是正改善の処置をさせることができる。

第36条　会計検査院は、検査の結果法令、制度又は行政に関し改善を必要とする事項があると認めるときは、主務官庁その他の責任者に意見を表示し又は改善の処置を要求することができる。

(1)のア、イ及びウ並びに(2)のア、イ及びウの事項等の件数及び金額は、表1のとおりである。

表1　事項等別検査結果の概要

| 事項等 | 件数 | 指摘金額注(1)<br>(背景金額) |
|---|---|---|
| 不当事項 | 285件 | 97億6375万円 |
| 意見を表示し又は処置を要求した事項 | 第34条　3件注(2) | ＜3件分＞<br>3億1409万円<br>(1363万円) |
| | 第34条及び第36条　3件注(2) | ＜3件分＞<br>5億4999万円<br>(120億1664万円) |
| | 第36条　14件注(2) | ＜8件分＞<br>300億9664万円<br>(1635万円<br>76億0444万円<br>27億7984万円<br>1兆7212億2461万円<br>26億3240万円<br>602億8839万円<br>476億2886万円<br>2824億3449万円<br>226億3957万円) |
| | 小計　20件 | ＜14件分＞<br>309億6072万円 |

| 事　項　等 | 件　数 | 指　摘　金　額 注(1)<br>(背　景　金　額) |
|---|---|---|
| 本院の指摘に基づき当局において改善の処置を講じた事項 | 注(2)<br>28 件 | ＜28 件分＞<br>173 億 0615 万円<br>（2 億 8344 万円<br>14 億 9980 万円<br>28 億 2108 万円<br>4 億 4298 万円） |
| 事　項　計 | 333 件 | ＜327 件分＞ 注(3)<br>580 億 2214 万円 |
| 国会及び内閣に対する報告 | 3 件 | — |
| 国会からの検査要請事項に関する報告 | 4 件 | — |
| 特定検査対象に関する検査状況 | 4 件 | — |
| 総　計 | 344 件 | ＜327 件分＞ 注(3)<br>580 億 2214 万円 |

注(1)　指摘金額・背景金額　　指摘金額とは、租税や社会保険料等の徴収不足額、工事や物品調達等に係る過大な支出額、補助金等の過大交付額、管理が適切に行われていない債権等の額、有効に活用されていない資産等の額、計算書や財務諸表等に適切に表示されていなかった資産等の額等である。

背景金額とは、検査の結果法令、制度又は行政に関し改善を必要とする事項があると認める場合や、政策上の問題等から事業が進捗せず投資効果が発現していない事態について問題を提起する場合等において、上記の指摘金額を算出することができないときに、その事態に関する支出額や投資額等の全体の額を示すものである。なお、背景金額は個別の事案ごとにその捉え方が異なるため、金額の合計はしていない。

注(2)　「意見を表示し又は処置を要求した事項」及び「本院の指摘に基づき当局において改善の処置を講じた事項」には、複数の事態について取り上げているため指摘金額と背景金額の両方があるものが計 9 件ある。

注(3)　「不当事項」と「意見を表示し又は処置を要求した事項」の両方で取り上げているものがあり、その金額の重複分を控除しているので、各事項の金額を合計しても計欄の金額とは一致しない。

## 2　第 3 章の「個別の検査結果」の概要

第 3 章の「個別の検査結果」に掲記した事項等のうち、不当事項、意見を表示し又は処置を要求した事項及び本院の指摘に基づき当局において改善の処置を講じた事項について、省庁等別にその件数及び金額を示すと表 2 のとおりである。

表２　省庁等別事項別検査結果の概要

| 事項／省庁又は団体名 | 不当事項 | | 意見を表示し又は処置を要求した事項 注(1) | 注(2) | 本院の指摘に基づき当局において改善の処置を講じた事項 注(2) | | 計 注(2) | |
|---|---|---|---|---|---|---|---|---|
| | 件 | | 件 | | 件 | | 件 | |
| 内閣府（内閣府本府） | 12 | 5932万円 | 注(3) ㊱ 2 | 注(3) 8236万円 | | | 注(3) 14 | 注(3) 1億4168万円 |
| 総務省 | 20 | 2億9849万円 | 注(3) ㊱ 2 | 注(3) 146億4776万円 | 1 | 1億3410万円 | 注(3) 23 | 注(3) 150億8035万円 |
| 外務省 | 1 | 1302万円 | 注(6) ㊱ 1 | 1863万円<br>(1635万円) | 1 | 908万円 | 注(6) 3 | 4073万円<br>(1635万円) |
| 財務省 | 1 | 2億4086万円 | | | 2 | 5億7531万円 | 3 | 8億1617万円 |
| 文部科学省 | 24 | 注(4) 1億7459万円 | ㉞・㊱ 1 | 2億5869万円 | 1 | 16億4058万円 | 26 | 注(4) 20億7386万円 |
| 厚生労働省 | 146 | 37億9856万円 | 注(6) ㉞ 2<br>注(6) ㉞・㊱ 1<br>注(6) ㊱ 2 | 1億7902万円<br>(1363万円)<br>9811万円<br>(120億1664万円)<br>17億7230万円<br>(76億0444万円) | 注(6) 3 | 2億2095万円<br>(2億8344万円) | 注(6) 154 | 注(5) 60億6045万円<br>(1363万円)<br>(120億1664万円)<br>(76億0444万円)<br>(2億8344万円) |
| 農林水産省 | 18 | 2億2703万円 | 注(6) ㊱ 3 | 135億7559万円<br>(27億7984万円)<br>(1兆7212億2461万円) | 注(6) 2 | 58億9936万円<br>(14億9980万円) | 注(6) 23 | 197億0198万円<br>(27億7984万円)<br>(1兆7212億2461万円)<br>(14億9980万円) |
| 経済産業省 | 5 | 3481万円 | | | 注(6) 1 | 35億3493万円<br>(28億2108万円) | 注(6) 6 | 35億6974万円<br>(28億2108万円) |
| 国土交通省 | 33 | 14億5757万円 | ㊱ 1 | (26億3240万円) | 注(6) 5 | 19億8731万円<br>(4億4298万円) | 注(6) 39 | 34億4488万円<br>(26億3240万円)<br>(4億4298万円) |
| 環境省 | 11 | 1億3453万円 | | | | | 11 | 1億3453万円 |
| 防衛省 | 2 | 4174万円 | ㉞ 1 | 1億3507万円 | 3 | 6億0006万円 | 6 | 7億7687万円 |
| 沖縄振興開発金融公庫 | | | ㉞・㊱ 1 | 1億9319万円 | | | 1 | 1億9319万円 |
| 日本私立学校振興・共済事業団 | 3 | 892万円 | | | | | 3 | 892万円 |
| 東日本高速道路株式会社 | | | ㊱ 1 | (602億8839万円) | 1 | 2650万円 | 2 | 2650万円<br>(602億8839万円) |
| 中日本高速道路株式会社 | | | ㊱ 1 | (476億2886万円) | 1 | 2340万円 | 2 | 2340万円<br>(476億2886万円) |
| 西日本高速道路株式会社 | | | ㊱ 1 | (2824億3449万円) | 1 | 6120万円 | 2 | 6120万円<br>(2824億3449万円) |
| 本州四国連絡高速道路株式会社 | | | ㊱ 1 | (226億3957万円) | | | 1 | (226億3957万円) |

| 事項<br>省庁又は団体名 | 不当事項 | | 意見を表示し又は処置を要求した事項 注(1) 注(2) | | 本院の指摘に基づき当局において改善の処置を講じた事項 注(2) | | 計 注(2) | |
|---|---|---|---|---|---|---|---|---|
| | 件 | | 件 | | 件 | | 件 | |
| 日本年金機構 | 1 | 5700万円 | | | 2 | 9億2791万円 | 3 | 9億8491万円 |
| 独立行政法人大学入試センター | | | | | 1 | 7005万円 | 1 | 7005万円 |
| 独立行政法人海技教育機構 | 1 | 6598万円 | | | | | 1 | 6598万円 |
| 国立研究開発法人新エネルギー・産業技術総合開発機構 | 1 | 418万円 | | | | | 1 | 418万円 |
| 独立行政法人情報処理推進機構 | 1 | 4290万円 | | | | | 1 | 4290万円 |
| 独立行政法人中小企業基盤整備機構 | | | | | 2 | 14億9546万円 | 2 | 14億9546万円 |
| 国立大学法人旭川医科大学 | 1 | 2億7703万円 | | | | | 1 | 2億7703万円 |
| 国立大学法人大阪大学 | 1 | 28億0185万円 | | | | | 1 | 28億0185万円 |
| 国立大学法人山口大学 | 1 | 注(4)<br>499万円 | | | | | 1 | 注(4)<br>499万円 |
| 阪神高速道路株式会社 | 1 | 1999万円 | | | | | 1 | 1999万円 |
| 日本郵便株式会社 | | | | | 1 | 9995万円 | 1 | 9995万円 |
| 日本下水道事業団 | 1 | 530万円 | | | | | 1 | 530万円 |
| 合計 | 285 | 注(4)<br>97億6375万円 | 注(3)<br>20 | 309億6072万円 | 28 | 173億0615万円 | 注(3)<br>333 | 注(4)、注(5)<br>580億2214万円 |

注(1)　「意見を表示し又は処置を要求した事項」の件数欄の㉞は会計検査院法第34条の規定によるもの、㊱は会計検査院法第36条の規定によるものを示している。

注(2)　(　)内の金額は背景金額であり、個別の事案ごとにその捉え方が異なるため金額の合計はしていない。

注(3)　内閣府(内閣府本府)のうち1件及び総務省のうち1件は、内閣府(内閣府本府)及び総務省の両方に係る指摘であり、金額は総務省のみに計上している。また、件数の合計に当たっては、その重複分を控除している。

注(4)　文部科学省のうち1件及び国立大学法人山口大学の1件は、文部科学省及び国立大学法人山口大学の両方に係る指摘であり、金額の合計に当たっては、その重複分を控除している。

注(5)　「不当事項」と「意見を表示し又は処置を要求した事項」の両方で取り上げているもの(新型コロナウイルス感染症緊急包括支援交付金(医療分)(感染症検査機関等設備整備事業に係る分)に関するもの(173ページ及び241ページ参照))があり、その金額の重複分を控除しているので、各事項の金額を合計しても計欄の金額とは一致しない。

注(6)　「意見を表示し又は処置を要求した事項」及び「本院の指摘に基づき当局において改善の処置を講じた事項」には、指摘金額と背景金額の両方があるものが計9件ある。

以上の各事項計333件について、事項別に、その件名等を示すと次の(1)、(2)及び(3)のとおりである。

**(1)　不当事項　　計　285件　97億6375万余円**

「不当事項」を収入、支出等の別に分類して、態様別に示すと、次のとおりである。なお、「不当事項」として掲記した事態については、会計検査院法第34条の規定により適宜の処置を要求し又は是正改善の処置を求めた事項に係る事態及び「本院の指摘に基づき当局において改善の処置を講じた事項」中会計経理に関し法令に違反し又は不当であると認める事態と併せて、同法第31条の規定等による懲戒処分の要求及び同法第32条の規定等による弁償責任の検定について検討を行うこととなる。

**ア　収入に関するもの　　計　6件　9億3778万余円**

| 省庁又は団体名 | 租税 | 保険料 | 保険料・その他 | 物件 | その他 | 計 |
|---|---|---|---|---|---|---|
| 財務省 | 1件 | 件 | 件 | 件 | 件 | 1件 |
| 厚生労働省 | | 1 | 1 | | 2 | 4 |
| 国立研究開発法人新エネルギー・産業技術総合開発機構 | | | | 1 | | 1 |
| 計 | 1 | 1 | 1 | 1 | 2 | 6 |

**(ア)　租税　　1件　2億4086万余円**

**＜租税の徴収が適正でなかったもの＞**

○財務省

・租税の徴収に当たり、徴収額に過不足があったもの（1件　2億4086万余円）

(90ページ記載)

**(イ)　保険料　　1件　1億2400万余円**

**＜保険料の徴収が適正でなかったもの＞**

○厚生労働省

・労働保険の保険料の徴収に当たり、徴収額に過不足があったもの（1件　1億2400万余円）

(137ページ記載)

**(ウ)　保険料・その他　　1件　5億4256万余円**

**＜保険料等の徴収が適正でなかったもの＞**

○厚生労働省

・健康保険及び厚生年金保険の保険料等の徴収に当たり、徴収額が不足していたもの（1件　5億4256万余円）

(141ページ記載)

### (エ) 物　　件　　1件　418万余円

＜資産売却収入が不足していたもの＞

○国立研究開発法人新エネルギー・産業技術総合開発機構

・委託事業で再委託事業者が購入し又は製造した機械装置等を機構の取得財産として管理していなかったため、機構の資産売却収入が不足していたもの（1件　418万余円）

（500ページ記載）

### (オ) そ の 他　　2件　2616万余円

＜保険給付に係る費用の徴収が適正でなかったもの＞

○厚生労働省

・労働者災害補償保険の保険給付に要した費用のうち事業主から徴収すべき額を徴収していなかったもの（2件　2616万余円）

（207ページ記載）

## イ　支出に関するもの　　計　275件　57億0002万余円(注)

（注）　文部科学省のうち1件及び国立大学法人山口大学の1件は、文部科学省及び国立大学法人山口大学の両方に係る指摘であり、金額の合計に当たっては、その重複分を控除している。

| 省庁又は団体名 | 予算経理 | 工事 | 役務 | 保険給付 | 医療費 | 補助金 | 不正行為 | その他 | 計 |
|---|---|---|---|---|---|---|---|---|---|
| | 件 | 件 | 件 | 件 | 件 | 件 | 件 | 件 | 件 |
| 内閣府（内閣府本府） | | | | | | 12 | | | 12 |
| 総務省 | | | | | | 15 | | 5 | 20 |
| 外務省 | | | | | | | 1 | | 1 |
| 文部科学省 | | | | | | 24 | | | 24 |
| 厚生労働省 | | | 1 | 4 | 2 | 132 | | 3 | 142 |
| 農林水産省 | 1 | 1 | | | | 16 | | | 18 |
| 経済産業省 | | | | | | 5 | | | 5 |
| 国土交通省 | 1 | | | | | 31 | 1 | | 33 |
| 環境省 | | | | | | 11 | | | 11 |
| 防衛省 | | 1 | | | | | | | 1 |
| 日本私立学校振興・共済事業団 | | | | | | 3 | | | 3 |
| 日本年金機構 | | | 1 | | | | | | 1 |
| 独立行政法人海技教育機構 | | | 1 | | | | | | 1 |
| 国立大学法人山口大学 | 1 | | | | | | | | 1 |
| 阪神高速道路株式会社 | | | 1 | | | | | | 1 |
| 日本下水道事業団 | | 1 | | | | | | | 1 |
| 計 | 3 | 3 | 4 | 4 | 2 | 249 | 2 | 8 | 275 |

**(ア)　予 算 経 理　　3件　9億8725万余円**

**＜会計経理が適正を欠いていたもの＞**

○農林水産省

・東京オリンピック・パラリンピック競技大会の選手村に設置される飲食提供施設に提供する国産豚肉の調達、加工、保管等に係る契約において、契約を構成する主要な事項について合意した内容と異なる内容の契約書を作成し、また、業務の履行が完了したこととして検査調書を作成していて会計法令に違反していたもの（1件　1914万余円）

（272ページ記載）

○国土交通省

・公共補償の実施に当たり、既存公共施設等の機能廃止の時までの財産価値の減耗分について、一般会計において負担すべきであるのに特別会計において負担しており、また、既存公共施設等の処分利益について、特別会計において支出する撤去工事の費用から控除するなどすべきであるのに一般会計の歳入として処理されていたもの（1件　9億6311万余円）

（344ページ記載）

○国立大学法人山口大学

・学生健康診断サポート・データ管理システムの開発契約において、仕様書等で会社に対して提供することとされていた情報を適切に提供しなかったことなどにより、給付が完了していなかったのに、会社から納品書等を提出させ、会計規則等に反して給付が完了したこととして契約金額全額を支払っていたもの（1件　499万余円）（522ページ記載）

**(イ)　工　　事　　3件　5530万余円**

**＜積算が過大となっていたもの＞**

○防　衛　省

・隊舎改修に伴う建築工事等の施行に当たり、宿泊費等の積算を誤ったため、契約額が割高となっていたもの（1件　3760万円）（421ページ記載）

**＜契約額が割高となっていたもの＞**

○農林水産省

・山林施設災害関連事業等の実施に当たり、概算数量で設計していた仮設工について、実際の施工数量に基づく設計変更を行っていなかったため、契約額が割高となっていたもの（1件　1239万余円）（276ページ記載）

**＜設計が適切でなかったもの＞**

○日本下水道事業団

・水路橋の耐震補強工事の実施に当たり、落橋防止システムの設計が適切でなかったため、地震発生時におけるボックスカルバートの所要の安全度が確保されておらず、工事の目的を達していなかったもの（1件　530万余円）（532ページ記載）

**(ウ)　役　　務　　4件　1億5087万余円**

**＜必要な業務を適時適切に実施していなかったもの＞**

○独立行政法人海技教育機構

・情報セキュリティ強化対策として機構の業務用端末をインターネットから分離するなどの契約の実施に当たり、機構において必要な業務を適時適切に実施していなかったた

め、分離システムの構築のために賃借した機器等の一部が一度も使用されておらず、また、追加費用が生じたもの（1件　6598万余円）　（492ページ記載）

＜契約額が割高となっていたもの＞

○日本年金機構

・警備業務に係る委託契約において、予定価格の積算に当たり、警備員の1時間当たりの人件費単価の算出を誤ったこと及び平日の巡回警備に係る1日当たりの配置時間数を過大に設定していたことにより、契約額が割高となっていたもの（1件　5700万円）

（475ページ記載）

＜成果品が所期の目的を達していなかったもの＞

○阪神高速道路株式会社

・耐震補強設計業務委託契約における鋼製橋脚に係る耐震補強の要否の判定及びそれに基づく設計について、適用した基準が適切でなかったため、改めてやり直す結果となっていて、成果品が所期の目的を達していなかったもの（1件　1999万余円）

（525ページ記載）

＜支払額が過大となっていたもの＞

○厚生労働省

・新型コロナウイルス感染症の感染拡大に対処するために調達した物品の保管・管理及び配送業務に係る請負契約において、布製マスクが梱包されているケース等の数量が誤って過大に計上されて費用が請求されていたのに、確認が十分でなかったため、支払額が過大となっていたもの（1件　789万余円）　（144ページ記載）

**(エ)　保 険 給 付　　4件　3770万余円**

＜保険の給付が適正でなかったもの＞

○厚生労働省

・雇用保険の産業雇用安定助成金の支給が適正でなかったもの（1件　344万余円）

（146ページ記載）

・雇用保険の人材開発支援助成金の支給が適正でなかったもの（1件　517万余円）

（149ページ記載）

・雇用保険のキャリアアップ助成金の支給が適正でなかったもの（1件　399万円）

（151ページ記載）

・厚生年金保険の老齢厚生年金の支給が適正でなかったもの（1件　2509万余円）

（153ページ記載）

**(オ)　医　療　費　　2件　1億5488万余円**

＜医療費の支払が過大となっていたもの＞

○厚生労働省

・医療費に係る国の負担が不当と認められるもの（1件　1億4933万余円）

（156ページ記載）

・労働者災害補償保険の療養の給付等に要する診療費の支払が過大となっていたもの（1件　555万余円）　（162ページ記載）

### (カ) 補　助　金(注)　　249件　39億7885万余円

(注)「補助金」には補助金に係る事態のほか、交付金及び負担金に係る事態を含んでいる。

**＜補助事業の実施及び経理が不当なもの＞**

○内閣府(内閣府本府)

・補助対象事業費を過大に精算していたもの(7件　1447万余円)　(46ページ記載)

・補助の対象とならないなどのもの(3件　2659万余円)　(49ページ記載)

・事業の一部を実施していなかったもの(1件　1531万余円)　(51ページ記載)

・工事の設計数量が過大となっていたもの(1件　293万余円)　(52ページ記載)

○総　務　省

・新型コロナウイルス感染症対応地方創生臨時交付金の交付対象事業費に対象とならない経費を含めるなどしていたもの(15件　9434万余円)　(59ページ記載)

○文部科学省

・公立学校情報機器整備費補助金が過大に交付されていたもの(6件　4114万余円)　(107ページ記載)

・義務教育費国庫負担金が過大に交付されていたもの(2件　4477万余円)　(109ページ記載)

・大学改革推進等補助金(デジタル活用教育高度化事業)が過大に交付されていたもの(3件　1522万余円)　(111ページ記載)

・独立行政法人国立高等専門学校機構情報機器整備費補助金が過大に交付されていたもの(1件　235万余円)　(112ページ記載)

・私立学校施設整備費補助金(防災機能等強化緊急特別推進事業)が過大に交付されていたもの(2件　2645万余円)　(113ページ記載)

・公立諸学校建物其他災害復旧費負担金により設置した空調設備の設計が適切でなかったもの(1件　107万余円)　(115ページ記載)

・学校施設環境改善交付金が過大に交付されていたもの(5件　1669万余円)　(116ページ記載)

・ブロック塀・冷房設備対応臨時特例交付金が過大に交付されるなどしていたもの(3件　2512万余円)　(118ページ記載)

・文化資源活用事業費補助金が過大に交付されていたもの(1件　173万余円)　(121ページ記載)

○厚生労働省

・インフルエンザ流行期における発熱外来診療体制確保支援補助金(インフルエンザ流行期に備えた発熱患者の外来診療・検査体制確保事業実施医療機関支援事業)が過大に交付されていたもの(1件　607万余円)　(166ページ記載)

・新型コロナウイルス感染症緊急包括支援交付金(医療分)(新型コロナウイルス感染症対策事業に係る分)が過大に交付されていたもの(6件　2億3311万円)　(168ページ記載)

・新型コロナウイルス感染症緊急包括支援交付金(医療分)(新型コロナウイルス感染症患者等入院医療機関設備整備事業に係る分)が過大に交付されていたなどのもの(6件　2788万余円)　(170ページ記載)

・新型コロナウイルス感染症緊急包括支援交付金（医療分）（帰国者・接触者外来等設備整備事業に係る分）が過大に交付されていたもの（３件　2664 万余円）　（172 ページ記載）

・新型コロナウイルス感染症緊急包括支援交付金（医療分）（感染症検査機関等設備整備事業に係る分）が過大に交付されていたもの（５件　2148 万余円）　（173 ページ記載）

・新型コロナウイルス感染症緊急包括支援交付金（医療分）（DMAT・DPAT 等医療チーム派遣事業に係る分）の交付の対象とならないもの（１件　1945 万余円）　（175 ページ記載）

・新型コロナウイルス感染症緊急包括支援交付金（医療分）（新型コロナウイルス感染症重点医療機関等設備整備事業に係る分）が過大に交付されていたもの（６件２億 0615 万余円）　（176 ページ記載）

・新型コロナウイルス感染症緊急包括支援交付金（医療分）（新型コロナウイルス感染症を疑う患者受入れのための救急・周産期・小児医療体制確保事業に係る分）により実施した事業が補助の目的を達していなかったなどのもの（２件　433 万余円）

（178 ページ記載）

・医療提供体制推進事業費補助金（日中一時支援事業に係る分）の交付の必要がなかったもの（１件　1096 万余円）　（179 ページ記載）

・国民健康保険の療養給付費負担金が過大に交付されていたもの（８件　３億 3121 万余円）　（181 ページ記載）

・後期高齢者医療制度の財政調整交付金が過大に交付されていたもの（１件　1937 万余円）　（184 ページ記載）

・国民健康保険の財政調整交付金が過大に交付されていたもの（21 件　13 億 0821 万余円）

（185 ページ記載）

・疾病予防対策事業費等補助金（がん診療連携拠点病院機能強化事業に係る分）が過大に交付されていたもの（１件　270 万余円）　（191 ページ記載）

・国民健康保険の特定健康診査・保健指導国庫負担金が過大に交付されていたもの（２件　963 万余円）　（191 ページ記載）

・保育所等整備交付金が過大に交付されていたもの（１件　372 万余円）　（193 ページ記載）

・社会福祉施設等災害復旧費国庫補助金が過大に交付されていたもの（２件　1959 万円）

（194 ページ記載）

・生活扶助費等負担金等が過大に交付されていたもの（49 件　４億 0090 万余円）

（196 ページ記載）

・障害児入所給付費等負担金が過大に交付されていたもの（１件　368 万余円）

（199 ページ記載）

・障害者医療費国庫負担金が過大に交付されていたもの（１件　5505 万余円）

（200 ページ記載）

・介護給付費負担金が過大に交付されていたもの（３件　973 万余円）　（201 ページ記載）

・介護保険の財政調整交付金が過大に交付されていたもの（10 件　7031 万余円）

（202 ページ記載）

・被災者支援総合交付金が過大に交付されていたもの（１件　684 万余円）

（205 ページ記載）

○農林水産省

・補助の対象とならないなどのもの(11件　2677万余円)　(279ページ記載)

・補助対象事業費を過大に精算するなどしていたもの(2件　5474万余円)　(284ページ記載)

・工事の設計が適切でなかったもの(1件　1億0993万余円)　(286ページ記載)

・工事費の積算が過大となっていたもの(1件　258万余円)　(287ページ記載)

・補助金を過大に受給していたもの(1件　145万余円)　(288ページ記載)

○経済産業省

・補助金が過大に交付されていたもの(2件　871万余円)　(327ページ記載)

・補助金により造成した基金の使用が適切でなかったもの(1件　1582万余円)　(329ページ記載)

・補助の目的外に使用していたもの(1件　816万余円)　(331ページ記載)

・補助対象事業費を過大に精算していたもの(1件　210万余円)　(332ページ記載)

○国土交通省

・工事の設計が適切でなかったなどのもの(20件　2億3562万余円)　(349ページ記載)

・補助の対象とならないもの(9件　1億6199万余円)　(370ページ記載)

・補助事業により取得した財産の処分に係る手続が適正でなかったもの(1件　7054万余円)　(374ページ記載)

・補助金の交付額の算定が適切でなかったもの(1件　1154万余円)　(375ページ記載)

○環　境　省

・補助の対象とならないなどのもの(4件　8705万余円)　(412ページ記載)

・補助金が過大に交付されていたもの(3件　3785万余円)　(414ページ記載)

・補助事業により取得した財産を無断で処分していたもの(2件　512万余円)　(416ページ記載)

・工事の設計が適切でなかったもの(1件　270万円)　(418ページ記載)

・工事費の積算が過大となっていたもの(1件　180万円)　(419ページ記載)

○日本私立学校振興・共済事業団

・私立大学等経常費補助金の経理が不当と認められるもの(3件　892万余円)　(457ページ記載)

**(キ)　不 正 行 為　　2件　2777万余円**

**＜現金が領得されたもの＞**

○外　務　省

・職員の不正行為による損害が生じたもの(1件　1302万余円)　(78ページ記載)

○国土交通省

・職員の不正行為による損害が生じたもの(1件　1475万余円)　(376ページ記載)

**(ク)　そ　の　他　　8件　3億1236万余円**

**＜交付税が過大に交付されていたもの＞**

○総　務　省

・特別交付税の額の算定に当たり、他の算定事項で算定した経費を重複して含めていたこと、算定の対象とならない経費を含めていたこと、特定財源として国庫補助金を控除し

ていなかったことなどにより、特別交付税が過大に交付されていたもの（4件　1億3974万余円）　(63ページ記載)

・震災復興特別交付税の額の算定に当たり、経費の算定が適切でなかったため、震災復興特別交付税が過大に交付されていたもの（1件　6439万余円）　(66ページ記載)

＜介護給付費等の支払が過大となっていたもの＞

○厚生労働省

・介護給付費に係る国の負担が不当と認められるもの（1件　4844万余円）　(210ページ記載)

・自立支援給付の訓練等給付費に係る国の負担が不当と認められるもの（1件　2154万余円）　(216ページ記載)

・障害児通所給付費に係る国の負担が不当と認められるもの（1件　3822万余円）　(219ページ記載)

**ウ　収入支出以外に関するもの　　計　4件　31億2594万余円**

| 省庁又は団体名 | 予算経理 | 不正行為 | 計 |
|---|---|---|---|
| 防衛省 | 件 | 件<br>1 | 件<br>1 |
| 独立行政法人情報処理推進機構 | 1 | | 1 |
| 国立大学法人旭川医科大学 | 1 | | 1 |
| 国立大学法人大阪大学 | 1 | | 1 |
| 計 | 3 | 1 | 4 |

**(ア)　予算経理　　3件　31億2179万余円**

＜財務諸表の表示が適正を欠いていたもの＞

○独立行政法人情報処理推進機構

・地域事業出資業務勘定において、政府出資等に係る不要財産の国庫納付に当たり損益取引により生じた配当金等に係る額を含めて申請し、主務大臣により同額の資本金の減少の決定及び通知がされ、同額の資本金を減少したため、財務諸表の資本金の額が過小に表示されていたもの（1件　4290万余円）　(503ページ記載)

○国立大学法人旭川医科大学、国立大学法人大阪大学

・有形固定資産の減価償却に当たり適用する耐用年数を誤っていたため、財務諸表の表示が適正を欠いていたもの（2件　30億7888万余円）　(518ページ記載)

**(イ)　不正行為　　1件　414万余円**

＜物品が領得されたもの＞

○防衛省

・職員の不正行為による損害が生じたもの（1件　414万余円）　(422ページ記載)

### ⑵　意見を表示し又は処置を要求した事項　計20件

#### ア　会計検査院法第34条の規定によるもの　3件

**適宜の処置を要求し及び是正改善の処置を求めたもの　3件**

○厚生労働省

・生活扶助費等負担金等の算定に当たり、誤払い又は過渡しとなった保護費のうち当年度中に返納されなかった額について翌年度に調定した額等を事業実績報告書に計上していなかったために負担金が過大に算定されていた事業主体に対して、返還手続を速やかに行わせるよう適宜の処置を要求するとともに、当該翌年度の調定額が返還金等の調定額に含まれることを周知することなどにより負担金の算定が適正に行われるよう是正改善の処置を求めたもの　（1件　指摘金額　1億6500万円）

（222ページ記載）

・事実と異なる申請を行っていた指定医療機関等について、事実関係を確認するなどして、不適正と認められる労災ソフトウェアの導入支援金を返還させる措置を講ずるよう適宜の処置を要求し、及び、支払額を裏付ける書面を添付させるなどすることによって、導入支援金の審査を十分に行えるようにするとともに、労災ソフトウェアと健康保険システムとを一体的に導入した場合等において経費の内訳を申請書に明記させるなどするように支払要領を見直して、導入支援金の審査の一層の充実を図るよう是正改善の処置を求めたもの（1件　指摘金額　1402万円　背景金額　1363万円）

（227ページ記載）

○防　衛　省

・物品役務相互提供協定（ACSA）に基づく提供に係る決済が期限内に完了していないものについて、速やかに決済を完了させるよう適宜の処置を要求するとともに、決済期限内に決済が行えない取引が長期間にわたり継続的に生じている状況を解消するために必要な取組の方針等を検討したり、債権発生通知書を歳入徴収官に送付することについて周知徹底を行ったりすることにより、ACSAに基づく提供が適切なものとなるよう是正改善の処置を求めたもの　（1件　指摘金額　1億3507万円）

（423ページ記載）

#### イ　会計検査院法第34条及び同法第36条の規定によるもの　3件

**⒜　会計検査院法第34条の規定により適宜の処置を要求し及び同法第36条の規定により意見を表示したもの　1件**

○沖縄振興開発金融公庫

・住宅資金等貸付業務における個人住宅資金等の融資対象住宅について、借受者が沖縄振興開発金融公庫の承諾を得ることなく用途変更していた事態に対して必要な措置を講ずるよう適宜の処置を要求し、及び継続して貸付条件に沿った利用となるよう、実態調査の必要性を判断するための端緒となる情報を自ら取得してその判断をする具体的な仕組みを整備して、融資対象住宅の融資後の状況を適時適切に把握するための体制を整備するよう意見を表示したもの　（1件　指摘金額　1億9319万円）

（452ページ記載）

**(イ)　会計検査院法第34条の規定により適宜の処置を要求し及び是正改善の処置を求め並びに同法第36条の規定により意見を表示したもの　1件**

○厚生労働省

・国民健康保険特定健康診査・保健指導国庫負担金について、過大に交付されていた負担金の返還手続を行わせるよう適宜の処置を要求し、みなし受診とした場合における負担金の交付額の算定方法を明確に示すよう是正改善の処置を求め、及び診療情報の活用の取組が積極的に行われるための方策を検討するとともに、診療情報の活用の取組を行う際に特定健康診査の受診勧奨を優先させる必要がないことを明確化するよう意見を表示したもの　（1件　指摘金額　9811万円　背景金額　120億1664万円）

(233ページ記載)

**(ウ)　会計検査院法第34条の規定により適宜の処置を要求し並びに同法第36条の規定により意見を表示し及び改善の処置を要求したもの　1件**

○文部科学省

・公立学校情報通信ネットワーク環境施設整備事業の実施に当たり、過大に交付されていた補助金について返還を行わせるよう適宜の処置を要求し、また、補助対象外経費を網羅した資料等を事業主体に示した上で実績報告書の内容の確認を求めるなどするよう改善の処置を要求するとともに、今後同様の事態が生じないよう、補助対象経費について、誤りの多かった点を記載した資料を公表するなど十分な理解を得るための方策を検討するよう意見を表示したもの　（1件　指摘金額　2億5869万円）

(122ページ記載)

**ウ　会計検査院法第36条の規定によるもの　14件**

**(ア)　意見を表示したもの　8件**

○総　務　省

・高度無線環境整備推進事業により整備された伝送用専用線設備について、利用状況の評価により十分に活用されているか把握できるようにするとともに、十分に活用されていない場合には、必要に応じて補助事業者に助言等を行うことができるように、更に活用する方策を検討するよう意見を表示したもの

（1件　指摘金額　34億3066万円）

(68ページ記載)

○外　務　省

・無償資金協力(草の根・人間の安全保障無償資金協力)の実施に当たり、小学校等の建設工事を実施する事業において、進捗状況の確認のために事業実施機関から取り付けることとしていた中間報告書が期限までに未提出であるなどの場合、遅延の原因の究明や工事の現況把握のための現地訪問等により事業の進捗を確認する措置を十分に講ずるなどして、無償資金協力の効果が十分に発現するよう意見を表示したもの

（1件　指摘金額　1863万円　背景金額　1635万円）

(78ページ記載)

○厚生労働省

・新型コロナウイルス感染症緊急包括支援交付金（医療分）（感染症検査機関等設備整備事業に係る分）により民間検査機関に整備した次世代シークエンサーについて、都道府県に事業の目的を再度周知した上で、目的に沿って使用されるよう検討させるなどして、有効に使用されるなどするよう意見を表示したもの

（1件　指摘金額　5億8653万円）

（241ページ記載）

・後期高齢者医療広域連合が実施している高齢者保健事業において、健康診査の実施後に受診勧奨及び保健指導の対象者の抽出が適切に行われていないことについて、受診勧奨及び保健指導に関する具体的な内容や実施のための方法等を明確に示すなどして、健康診査の事業を対象として交付された補助金等の効果が十分に発現するよう、また、医療機関に存在する診療情報を活用することができるための方策を検討して、高齢者保健事業が経済的に実施されるよう意見を表示したもの

（1件　指摘金額　11億8577万円　背景金額　76億0444万円）

（247ページ記載）

○東日本高速道路株式会社、中日本高速道路株式会社、西日本高速道路株式会社、本州四国連絡高速道路株式会社

・地震発生時に橋脚の損傷に起因して、上下線共に通行不能になり緊急輸送道路としての高速道路ネットワークが機能しないおそれがある区間等を早期に解消させるために、現地の条件等を踏まえた橋脚補強の効率的な整備手法について検討を行うなどの措置を講ずるよう意見を表示したもの

| | | | |
|---|---|---|---|
| 4件 | 背景金額 | 東日本高速道路株式会社 | 602億8839万円 |
| | | 中日本高速道路株式会社 | 476億2886万円 |
| | | 西日本高速道路株式会社 | 2824億3449万円 |
| | | 本州四国連絡高速道路株式会社 | 226億3957万円 |

（460ページ記載）

**(イ)　意見を表示し及び改善の処置を要求したもの　　1件**

○農林水産省

・水田活用の直接支払交付金事業の実施に当たり、実質的に水稲の作付けを行うことができる農地を交付対象水田とするための判断基準を定め、対象作物の収量が記載されている書類等を提出させるなどして実績報告書の確認等を適切に実施し、対象作物の地域の目安となる基準単収等を定めさせるなどして実際の収量に基づいた定量的な収量確認を行えるよう改善の処置を要求するとともに、現行制度の運用の見直しを検討するなどして、対象作物の収量増加に向けた改善が図られやすくなるような方策を講ずるよう意見を表示したもの

（1件　指摘金額　134億5200万円　背景金額　27億7984万円）

（289ページ記載）

### ㈼ 改善の処置を要求したもの　5件

○内閣府（内閣府本府）

・認定こども園に係る子どものための教育・保育給付交付金について、費用の額の算定に当たり、主幹保育教諭等の人件費等に相当する費用が基本分単価に含まれていること及び主幹保育教諭等２人又は１人を配置していない場合に減額調整を行う必要があることを明確に示し、市町村等に対して周知することなどにより、交付額の算定等が適切に行われるよう改善の処置を要求したもの　（１件　指摘金額　8236万円）

（54ページ記載）

○農林水産省

・森林環境保全整備事業で整備された防護柵について、都道府県及び事業主体に対して、現地の諸条件を勘案した上で維持管理を行うことの重要性を周知し、事業主体に現地の諸条件に応じた維持管理の方法を検討するよう助言するとともに、都道府県に対して、事業主体による維持管理の実施状況を把握して指導監督を十分に行うことのできる体制を整備するよう助言することにより、防護柵の効果が十分に発現されるよう改善の処置を要求したもの　（１件　指摘金額　１億2359万円）

（298ページ記載）

・非常用発電設備が設置された農業水利施設のうち、ポンプ場設計基準等の改定前に設計された施設について、更新等を行うまでの間の施設の重要度等に応じた浸水対策を実施するための方針を検討するとともに、ダムについて、非常用発電設備の燃料タンク容量が所要の運転可能時間を確保するものとなっていない場合には燃料タンク容量を見直すなどするよう事業主体に対して指導又は助言を行うことにより、洪水等が発生した場合に設備の早期の機能回復や浸水被害の軽減を行うことができるよう、また、商用電源が停電した場合でもダムの機能を維持できるよう改善の処置を要求したもの　（１件　背景金額　１兆7212億2461万円）

（304ページ記載）

○国土交通省

・多重無線回線の通信鉄塔及び局舎に係る耐震診断及び耐震対策を実施することの重要性等を事務所等に対して周知し、通信鉄塔及び局舎の耐震性等が確保されているかについて事務所等から定期的に報告させて把握するとともに、通信鉄塔及び局舎に係る耐震診断及び耐震対策を順次実施していくための実施方針を定めさせ、多重無線回線の全国的なネットワークの機能を維持する観点等から必要な指導を行うことにより、大規模地震が発生した際等に多重無線回線の全国的なネットワークの機能が維持されるよう改善の処置を要求したもの　（１件　背景金額　26億3240万円）

（377ページ記載）

○内閣府（内閣府本府）及び総務省

・新型コロナウイルス感染症対応地方創生臨時交付金による事業の実施に当たり、物品配布等事業において使用されていない物品の活用を促進する方策を検討するよう地方公共団体に対して周知するなどするとともに、端末購入等事業における超過期間に係

る保守費用等について交付対象経費となる範囲の取扱いを明確に定めるなどした上で、実施計画上で交付の対象となる範囲を明らかにすることなどを地方公共団体に対して周知するなどするよう改善の処置を要求したもの

（1件　指摘金額　112億1710万円）

(442ページ記載)



**(3)　本院の指摘に基づき当局において改善の処置を講じた事項　　計　28件**

○総　務　省

・ホストタウンとして登録された地方団体による交流計画の実施に要する経費を算定事項として交付する特別交付税について、地方団体に対して報告を求めることにより、実際に要した当該算定事項の対象となる事業に係る経費の額を把握し、当該算定事項に係る控除措置が適切に行われるよう改善させたもの

（1件　指摘金額　1億3410万円）

(73ページ記載)

○外　務　省

・在外公館の館員住宅に設置する自家発電機の買換えに当たり、新たな申請の様式を作成し、在外公館が配備先となる被貸与者を明記した上で申請するよう周知するとともに、本省において申請の審査時に配備の見込みの確認を十分に行うことにより、自家発電機が適時適切に調達されるよう改善させたもの　（1件　指摘金額　908万円）

(85ページ記載)

○財　務　省

・退職手当等の支払を受けた居住者が所得税の確定申告を行う場合に退職所得の金額を加算した合計所得金額に応じて基礎控除等が適正に適用されているかについて、源泉徴収票データを活用した具体的な申告審理の事務処理手続を定めるなどして、的確な確認を行うなどするよう改善させたもの　（1件　指摘金額　5億3380万円）

(96ページ記載)

・学校施設の用に供する国有地の貸付けに当たり、貸付料を減額できる面積の算定について、校舎等の延面積に乗ずる倍率の考え方を示すことなどにより、減額率が5割となる面積が施設を維持運営するのに必要な最小規模面積となるよう改善させたもの

（1件　指摘金額　4151万円）

(101ページ記載)

○文部科学省

・特定の支出等のために運営費交付金が交付された場合について、中期目標期間の最後の事業年度における積立金の処分に係る承認申請に当たり、資金を有効に活用するため、次の中期目標期間に使用が見込まれる額を基に繰り越すべき積立金の額を適切に算定しなければならないことを各国立大学法人に周知徹底することにより、積立金の額を適切な規模とするよう改善させたもの　（1件　指摘金額　16億4058万円）

(127ページ記載)

○厚生労働省

・社会福祉施設等災害復旧費国庫補助金の交付額の算定に当たり、過去に補助金等の交付を受けた建物等に該当するか否かにかかわらず火災保険金を総事業費から控除するなどするよう改善させたもの　（1件　指摘金額　9883万円）

(253ページ記載)

・介護施設等における陰圧装置設置事業の実施に当たり、都道府県に対して、居室等が陰圧室としての機能を有するためにダクト工事が必要な簡易陰圧装置を設置する場合は同工事を行うこと及び予備部品の購入費等を対象経費に含めないことについて周知するなどして、事業が適切に実施されるよう改善させたもの

（1件　指摘金額　5685万円　背景金額　2億8344万円）

(256ページ記載)

・労働保険事務組合に対する報奨金の交付額の算定に当たり、労働保険料の収納率を高く維持するという交付目的に照らして、確定保険料が生じていない対象事業主を算定の対象に含めないこととすることにより、報奨金の交付額の算定が適切に行われるよう改善させたもの　（1件　指摘金額　6527万円）

(260ページ記載)

○農林水産省

・畜産・酪農収益力強化総合対策基金等事業(機械導入事業)の実施に当たり、事業実施主体に対して、実施要領等に基づき事業の実質的な効果を検証するための価格補正を行うこと、根拠資料の現状値及び実績値を基に行うこと並びに当該根拠資料を保存することについて、協議会及び取組主体にこれらを適切に行わせるよう指導させ、また、価格補正等の実施状況や根拠資料の保存状況を具体的に確認する体制を整備させることにより、成果検証が適切に行われるなどするよう改善させたもの

（1件　指摘金額　58億2576万円　背景金額　14億9980万円）

(310ページ記載)

・収穫調査に係る人員輸送費の積算に当たり、複数のレンタカー会社から月額料金に係る見積書を徴取することなどを要領に定めて、市場価格等を踏まえた適切な借上料金を用いて経済的な積算を行うよう改善させたもの　（1件　指摘金額　7360万円）

(315ページ記載)

○経済産業省

・コンテンツグローバル需要創出促進事業において、中小・小規模事業者の財政基盤等を考慮する必要があるとして交付額事後調整の対象外とする仕組みを設けていたのに、経済産業省が想定していた中小・小規模事業者に該当しない事業主体が実施する事業についても交付額事後調整の対象外となるなどしていたことを踏まえて、同種の補助金による事業の実施に当たり、公募要項を見直すとともに、実績報告書等の収支等に係る電子データを入手し分析するなどして公募要項の見直しを行う態勢整備を図るよう改善させたもの

（1件　指摘金額　35億3493万円　背景金額　28億2108万円）

(333ページ記載)

○国土交通省

・下水道管路施設の老朽化対策に当たり、事業主体に対し、腐食環境下にある下水道管路施設を適切に把握すること、速やかに下水道法等に基づく点検を行うことを検討すること及び点検結果等を適切に記録し保存することを周知するとともに、緊急度Ⅰと判定された下水道管路施設について、修繕等の具体的な実施時期を確認し、必要に応じて助言を行うこととすることなどにより、修繕等の必要な措置が速やかに実施されるなどするよう改善させたもの

（1件　指摘金額　2850万円　背景金額　4億4298万円）

(383ページ記載)

・無人航空機の運航者に注意喚起を行うなどするために構築したドクターヘリ離発着場所、条例飛行禁止区域等の情報を共有するシステムについて、ドクターヘリの運航者及び地方公共団体に対して、改めて、その構築目的、活用方法等について周知し、同システムにおいて共有すべき情報の登録を依頼するとともに、継続的に登録の働きかけを行うなどすることにより、ドクターヘリ離発着場所及び条例飛行禁止区域の登録が進捗するよう改善させたもの　（1件　指摘金額　5億9813万円）

(388ページ記載)

・橋りょう工事における床版防水工の設計に当たり、道路橋床版防水便覧に定められている要求性能を満たすことを前提として、設計条件等により特定の床版防水層を使用しなければならない特段の理由がなく床版防水層の候補が複数ある場合は、経済性を比較検討して最も経済的なものを選定する必要があることなどを明確化した上で、事業主体に対してその内容を周知することなどにより経済的な設計となるよう改善させたもの　（1件　指摘金額　7759万円）

(393ページ記載)

・水害ハザードマップに記載する必要があるとされている情報について、地図面の視認性を確保しつつ記載する方法等を示すとともに、これらの情報が記載されているか網羅的に確認するためのチェックシートを作成して、市区町村に対して、水害ハザードマップの作成等に活用するよう周知することにより、水害ハザードマップを通じて水害時に人命・身体に直接影響を及ぼす可能性があるアンダーパス等の重要な情報が住民等に提供されるよう改善させたもの　（1件　指摘金額　12億0509万円）

(397ページ記載)

・航空管制官訓練教官業務作業員の派遣契約に係る予定価格の積算に当たり、派遣単価の算出根拠となる資料に記載された派遣料金に消費税が含まれていることなどを踏まえた派遣単価の算出方法を定めた積算要領を制定するなどして、予定価格の積算が適切に行われるよう改善させたもの　（1件　指摘金額　7800万円）

(402ページ記載)

○防　衛　省

・建設工事等に伴う警備業務契約に係る警備労務費の予定価格の積算に当たり、夜勤単価の算出の基となる合理的な割増率を定めるなどするとともに、契約変更を行う場合

において、原則として当初契約の積算時における労務単価を用いるよう周知することにより、適切な積算を行うよう改善させたもの（１件　指摘金額　５億2550万円）

（428ページ記載）

・94式水際地雷敷設車の改造に当たり、契約主体の選定及び契約内容について、経済性を十分に考慮して検討を行い改造指令書を作成するよう周知することにより、今後予定される改造がより経済的に実施されるようにするとともに、他の装備品等に係る改造を実施する場合においても同様に経済性を十分に考慮した検討が行われるよう改善させたもの　（１件　指摘金額　883万円）

（432ページ記載）

・部品供給等のPBL契約の実施に当たり、仕様書等を需給統制機関に共有することにより、需給統制機関において部品供給の対象品目の部品の調達が行われないようにするとともに、PBL契約の仕様書等の作成時に、需給統制機関における部品供給の対象品目の保管状況を把握することなどにより、需給統制機関が保管している部品が有効に活用されるよう改善させたもの　（１件　指摘金額　6573万円）

（436ページ記載）

○東日本高速道路株式会社、中日本高速道路株式会社、西日本高速道路株式会社

・橋りょうのプレキャストコンクリート製の床版及びその接合部の設計に当たり、鉄筋のかぶりを確認するための非破壊試験について、プレキャストコンクリート製の床版の特徴及び製作状況並びにその接合部の構造等を考慮した適切な頻度とするよう改善させたもの

| | | |
|---|---|---|
| ３件　指摘金額 | 東日本高速道路株式会社 | 2650万円 |
| | 中日本高速道路株式会社 | 2340万円 |
| | 西日本高速道路株式会社 | 6120万円 |

（469ページ記載）

○日本年金機構

・国民年金保険料収納業務に係る請負契約において、業務の実態をより適切に反映した実施見込件数を用いて予定価格を積算することにより、予定価格が適切に算定されるよう改善させたもの　（１件　指摘金額　３億0920万円）

（477ページ記載）

・日本年金機構情報セキュリティポリシー等に基づいて実施すべき情報セキュリティ対策を事業担当部署に対して周知徹底することなどにより、情報システムの調達、保守等業務の外部委託等において適切な情報セキュリティ対策が講じられるよう改善させたもの　（１件　指摘金額　６億1871万円）

（480ページ記載）

○独立行政法人大学入試センター

・大学入学共通テストに係る試験問題冊子等及びリスニング機器の調達に当たり、教科等別登録割合及びリスニング機器の不具合発生率等を考慮した経済的な調達を継続的に行うよう関係部局に周知徹底するなどするとともに、大学入試センターが保有する

情報を活用して調達数量の算定基準等を検討するなどする会議を設置して継続的に調達数量を見直す体制を整備することにより、これらの調達が経済的に行われるよう改善させたもの　（1件　指摘金額　7005万円）

（485ページ記載）

○独立行政法人中小企業基盤整備機構

・独立行政法人中小企業基盤整備機構が被災中小企業施設・設備整備支援事業を実施するために熊本県に貸し付けた貸付金について、同県に対して、被害を受けた中小企業者等への貸付金の交付見込みを踏まえた規模の見直しを求めることにより、使用見込みのない額を返還させるよう改善させたもの　（1件　指摘金額　9億1320万円）

（506ページ記載）

・中小企業生産性革命推進事業のうちコロナ特別対応型の小規模事業者持続化補助金事業において事務局に概算払された事業費について、補助金の支払が終了していて使用見込みのない額を返還させるよう改善させたもの

（1件　指摘金額　5億8226万円）

（510ページ記載）

○日本郵便株式会社

・荷物等集配委託契約に付随して荷物を配達地域ごとに区分する業務に対する委託料の支払に当たり、覚書の日額単価等が実態に即したものとなるよう日額単価等の設定方法や変更の手続を具体的に定めることにより区分業務委託料の支払等が適切に行われるよう改善させたもの　（1件　指摘金額　9995万円）

（527ページ記載）

### (4)　意見を表示し又は処置を要求した事項の結果

本院が意見を表示し又は処置を要求したもののうち、令和3年度決算検査報告を作成するまでに当局において処置が完了していなかったものは、23件あり、その結果を掲記した。このうち、処置が完了したものが18件、処置が完了していないものが5件となっており、省庁等別にその概要を示すと表3のとおりである。

表３　意見を表示し又は処置を要求した事項の結果の概要　（単位：件）

| 省庁又は団体名 | 検査報告年度別処置未済件数 | | 今年次に当局が講じた処置の状況 | |
|---|---|---|---|---|
| | | | 処置が完了したもの | 処置が完了していないもの |
| 内閣府（内閣府本府） | 令和３年度 | 注(1) 1 | 注(1) 1 | |
| 総務省 | ３年度 | 注(1) 1 | 注(1) 1 | |
| 外務省 | ３年度 | 1 | | 1 |
| 文部科学省 | ３年度 | 1 | 1 | |
| 厚生労働省 | ２年度 | 1 | 1 | |
| | ３年度 | 5 | 3 | 2 |
| 農林水産省 | ２年度 | 1 | 1 | |
| | ３年度 | 5 | 4 | 1 |
| 経済産業省 | ３年度 | 注(2) 2 | 1 | 注(2) 1 |
| 国土交通省 | 平成30年度 | 1 | 1 | |
| | 令和３年度 | 2 | 2 | |
| 防衛省 | 平成23年度 | 1 | 1 | |
| 国立研究開発法人国立環境研究所 | 令和３年度 | 1 | 1 | |
| 独立行政法人中小企業基盤整備機構 | ３年度 | 注(2) 1 | | 注(2) 1 |
| 独立行政法人住宅金融支援機構 | ３年度 | 1 | 1 | |
| 計 | 平成23年度 | 1 | 1 | |
| | 30年度 | 1 | 1 | |
| | 令和２年度 | 2 | 2 | |
| | ３年度 | 注(1)、注(2) 19 | 注(1) 14 | 注(2) 5 |
| 合計 | | 注(1)、注(2) 23 | 注(1) 18 | 注(2) 5 |

注(1)　令和３年度決算検査報告の内閣府（内閣府本府）の１件及び総務省の１件は、内閣府（内閣府本府）及び総務省の両方に係る指摘についての結果であり、件数の合計に当たっては、その重複分を控除している。

注(2)　令和３年度決算検査報告の経済産業省のうち１件及び独立行政法人中小企業基盤整備機構の１件は、経済産業省及び独立行政法人中小企業基盤整備機構の両方に係る指摘についての結果であり、件数の合計に当たっては、その重複分を控除している。

上記のうち、処置が完了していない５件については、その処置状況について引き続き検査することとする。

また、第３章に掲記した意見を表示し又は処置を要求した事項のうち、厚生労働省の１件については令和５年次中に当局において処置が完了したことから、その結果を併せて掲記した。

### (5)　不当事項に係る是正措置の検査の結果

昭和21年度から令和3年度までの検査報告に掲記した不当事項に係る5年7月末現在の是正措置の状況について検査した結果、是正措置が未済となっているものが30省庁等における346件153億1996万余円あり、このうち金銭を返還させる是正措置を必要とするものが30省庁等における343件151億5937万余円ある。(535ページ記載)

## 3　第4章の「国会及び内閣に対する報告並びに国会からの検査要請事項に関する報告等」の概要

### (1)　国会及び内閣に対する報告

令和4年11月から5年10月までの間に、会計検査院法第30条の2の規定により国会及び内閣に報告した事項は表4のとおり3件あり、その検査状況の概要を記載した。

表4　会計検査院法第30条の2の規定により国会及び内閣に報告した事項

| 第4章第1節における項番 | 報告事項名 | 報告年月日 |
|---|---|---|
| 第1 | 新型コロナウイルス感染症患者受入れのための病床確保事業等の実施状況等について (541ページ記載) | 令和5年1月13日 |
| 第2 | 東日本大震災からの復興等に関する事業の実施状況等について (545ページ記載) | 5年2月3日 |
| 第3 | 新型コロナウイルス感染症に係るワクチン接種事業の実施状況等について (553ページ記載) | 5年3月29日 |

### (2)　国会からの検査要請事項に関する報告

国会から国会法第105条の規定による会計検査及びその結果の報告を求める要請(以下「検査要請」という。)を受諾して、4年11月から5年10月までの間に、会計検査院法第30条の3の規定により検査結果を報告した事項は表5のとおり4件あり、その概要を記載した。

表5　会計検査院法第30条の3の規定により検査結果を報告した事項

| 第4章第2節における項番 | 報告事項名 | 検査要請の受諾年月日 | 検査結果の報告年月日(注) | 報告先(検査要請を行った議院の委員会) |
|---|---|---|---|---|
| 第1 | 東京オリンピック・パラリンピック競技大会に向けた取組状況等に関する会計検査の結果について (558ページ記載) | 平成29年6月6日 | 令和4年12月21日〔平成30年10月4日、令和元年12月4日〕 | 参議院(参議院決算委員会) |
| 第2 | 放射性物質汚染対処特措法3事業等の入札、落札、契約金額等の状況に関する会計検査の結果について (566ページ記載) | 令和3年6月8日 | 5年2月3日 | 参議院(参議院決算委員会) |
| 第3 | 防災・減災、国土強靱化のための3か年緊急対策に関する会計検査の結果について (571ページ記載) | 2年6月16日 | 5年5月17日 | 参議院(参議院決算委員会) |
| 第4 | 予備費の使用等の状況に関する会計検査の結果について (578ページ記載) | 4年6月14日 | 5年9月15日 | 参議院(参議院決算委員会) |

(注)　(　)書きは既往の報告年月日である。

なお、検査要請を受諾した事項のうち、５年10月までに報告を行っていない事項は２件あり、その検査要請を行った議院の委員会、検査要請事項及び検査要請の受諾年月日は、表６のとおりである。

表６　国会法第105条の規定による検査要請を受諾した事項のうち、令和５年10月までに報告を行っていない事項

| 検査要請を行った議院の委員会 | 検　査　要　請　事　項 | 検査要請の受諾年月日 |
|---|---|---|
| 参議院決算委員会 | 新型コロナウイルス感染症拡大に伴う旅行振興策の実施状況等について | 令和 5年 6月13日 |
| 参議院決算委員会 | 官民ファンドにおける業務運営の状況について | 5年 6月13日 |

### (3) 特定検査対象に関する検査状況

特定検査対象に関する検査状況として４件掲記した。

ア　国から個人事業者を対象として支給された持続化給付金の申告状況等について

(588ページ記載)

イ　食料の安定供給に向けた取組について (599ページ記載)

ウ　燃料油価格激変緩和対策事業の実施状況について (633ページ記載)

エ　株式会社日本政策金融公庫等が中小企業者等に対して実施した新型コロナウイルス感染症特別貸付等に係る貸付債権等の状況について (659ページ記載)

### (4) 国民の関心の高い事項等に関する検査状況

国会等で議論された事項、新聞等で報道された事項その他の国民の関心の高い事項等に関する検査の状況について、「個別の検査結果」及び「国会及び内閣に対する報告並びに国会からの検査要請事項に関する報告等」に掲記した主なものを①新型コロナウイルス感染症対策関係経費等に関するもの、②社会保障に関するもの、③国民生活の安全性の確保に関するもの、④デジタルに関するもの、⑤環境及びエネルギーに関するもの、⑥制度・事業の効果等に関するもの、⑦予算の適正な執行、会計経理の適正な処理等に関するもの、⑧資産、基金等のストックに関するものに区分して整理するなどした。 (698ページ記載)

### (5) 特別会計財務書類の検査

本院は、特別会計に関する法律に基づき、４年11月に内閣から送付を受けた18府省庁等が所管する13特別会計の令和３年度特別会計財務書類について、正確性、合規性等の観点から検査した。そして、同年12月に内閣に対して、同書類の検査を行った旨を通知し、同書類を回付した。 (707ページ記載)

## 第２　観点別の検査結果

会計検査院は、正確性の観点、合規性の観点、経済性の観点、効率性の観点、有効性の観点その他会計検査上必要な観点から検査を実施した。その結果は「第１　事項等別の検査結果」で述べたとおりであるが、このうち「第３章　個別の検査結果」に掲記した事項について、検査の観点に即して事例を挙げると次のとおりである。

### １　主に正確性の観点から検査したもの

検査対象機関の決算の表示が予算執行等の財務の状況を正確に表現しているかという正確性の観点から検査した結果として次のようなものがある。

①　財務諸表の表示について

・地域事業出資業務勘定において、政府出資等に係る不要財産の国庫納付に当たり損益取引により生じた配当金等に係る額を含めて申請し、主務大臣により同額の資本金の減少の決定及び通知がされ、同額の資本金を減少したため、財務諸表の資本金の額が過小に表示されていたもの　(503ページ記載)

・有形固定資産の減価償却に当たり適用する耐用年数を誤っていたため、財務諸表の表示が適正を欠いていたもの　(518ページ記載)

### ２　主に合規性の観点から検査したもの

検査対象機関の会計経理が予算、法律、政令等に従って適正に処理されているかという合規性の観点から検査した結果として次のようなものがある。

①　不適正な会計経理について

・東京オリンピック・パラリンピック競技大会の選手村に設置される飲食提供施設に提供する国産豚肉の調達、加工、保管等に係る契約において、契約を構成する主要な事項について合意した内容と異なる内容の契約書を作成し、また、業務の履行が完了したこととして検査調書を作成していて会計法令に違反していたもの　(272ページ記載)

・公共補償の実施に当たり、既存公共施設等の機能廃止の時までの財産価値の減耗分について、一般会計において負担すべきであるのに特別会計において負担しており、また、既存公共施設等の処分利益について、特別会計において支出する撤去工事の費用から控除するなどすべきであるのに一般会計の歳入として処理されていたもの　(344ページ記載)

・学生健康診断サポート・データ管理システムの開発契約において、仕様書等で会社に対して提供することとされていた情報を適切に提供しなかったことなどにより、給付が完了していなかったのに、会社から納品書等を提出させ、会計規則等に反して給付が完了したこととして契約金額全額を支払っていたもの　(522ページ記載)

②　租税及び保険料の徴収について

・租税の徴収に当たり、徴収額に過不足があったもの　(90ページ記載)

・労働保険の保険料の徴収に当たり、徴収額に過不足があったもの　(137ページ記載)

・健康保険及び厚生年金保険の保険料等の徴収に当たり、徴収額が不足していたもの　(141ページ記載)

③　雇用対策のための助成金及び年金の支給について

・雇用保険の人材開発支援助成金の支給が適正でなかったもの　(149 ページ記載)

・厚生年金保険の老齢厚生年金の支給が適正でなかったもの　(153 ページ記載)

④　医療費の支払について

・医療費に係る国の負担が不当と認められるもの　(156 ページ記載)

・労働者災害補償保険の療養の給付等に要する診療費の支払が過大となっていたもの　(162 ページ記載)

⑤　工事の設計及び施工について

・護床工の設計が適切でなかったもの　(286 ページ記載)

・根固工の設計が適切でなかったなどのもの　(349 ページ記載)

・擁壁の設計が適切でなかったもの　(353 ページ記載)

・橋りょうの支承部及び橋台の設計が適切でなかったもの　(359 ページ記載)

⑥　補助金の経理や補助事業の実施について

・新型コロナウイルス感染症対応地方創生臨時交付金の交付対象事業費に対象とならない経費を含めるなどしていたもの　(59 ページ記載)

・新型コロナウイルス感染症緊急包括支援交付金(医療分)(新型コロナウイルス感染症対策事業に係る分)が過大に交付されていたもの　(168 ページ記載)

・新型コロナウイルス感染症緊急包括支援交付金(医療分)(新型コロナウイルス感染症重点医療機関等設備整備事業に係る分)が過大に交付されていたもの　(176 ページ記載)

・国民健康保険の財政調整交付金が過大に交付されていたもの　(185 ページ記載)

・循環型社会形成推進交付金事業等において、交付対象事業費に対象とならない設備等の整備に要した費用を含めていたり、現場管理費等の算定が適切でなかったなどのため交付金が過大に交付されていたりしていたもの　(412 ページ記載)

⑦　貸付金の管理について

・住宅資金等貸付業務における個人住宅資金等の融資対象住宅について、借受者が沖縄振興開発金融公庫の承諾を得ることなく用途変更していた事態に対して必要な措置を講ずるよう適宜の処置を要求し、及び継続して貸付条件に沿った利用となるよう、実態調査の必要性を判断するための端緒となる情報を自ら取得してその判断をする具体的な仕組みを整備して、融資対象住宅の融資後の状況を適時適切に把握するための体制を整備するよう意見を表示したもの　(452 ページ記載)

⑧　制度の適正な運用について

・物品役務相互提供協定(ACSA)に基づく提供に係る決済が期限内に完了していないものについて、速やかに決済を完了させるよう適宜の処置を要求するとともに、決済期限内に決済が行えない取引が長期間にわたり継続的に生じている状況を解消するために必要な取組の方針等を検討したり、債権発生通知書を歳入徴収官に送付することについて周知徹底を行ったりすることにより、ACSA に基づく提供が適切なものとなるよう是正改善の処置を求めたもの　(423 ページ記載)

・公立学校情報通信ネットワーク環境施設整備事業の実施に当たり、過大に交付されていた補助金について返還を行わせるよう適宜の処置を要求し、また、補助対象外経費を網羅した資料等を事業主体に示した上で実績報告書の内容の確認を求めるなどするよう改善の処置を要求するとともに、今後同様の事態が生じないよう、補助対象経費について、誤りの多かった点を記載した資料を公表するなど十分な理解を得るための方策を検討するよう意見を表示したもの　(122ページ記載)

・生活扶助費等負担金等の算定に当たり、誤払い又は過渡しとなった保護費のうち当年度中に返納されなかった額について翌年度に調定した額等を事業実績報告書に計上していなかったために負担金が過大に算定されていた事業主体に対して、返還手続を速やかに行わせるよう適宜の処置を要求するとともに、当該翌年度の調定額が返還金等の調定額に含まれることを周知することなどにより負担金の算定が適正に行われるよう是正改善の処置を求めたもの　(222ページ記載)

・事実と異なる申請を行っていた指定医療機関等について、事実関係を確認するなどして、不適正と認められる労災ソフトウェアの導入支援金を返還させる措置を講ずるよう適宜の処置を要求し、及び、支払額を裏付ける書面を添付させるなどすることによって、導入支援金の審査を十分に行えるようにするとともに、労災ソフトウェアと健康保険システムとを一体的に導入した場合等において経費の内訳を申請書に明記させるなどするように支払要領を見直して、導入支援金の審査の一層の充実を図るよう是正改善の処置を求めたもの　(227ページ記載)

・国民健康保険特定健康診査・保健指導国庫負担金について、過大に交付されていた負担金の返還手続を行わせるよう適宜の処置を要求し、みなし受診とした場合における負担金の交付額の算定方法を明確に示すよう是正改善の処置を求め、及び診療情報の活用の取組が積極的に行われるための方策を検討するとともに、診療情報の活用の取組を行う際に特定健康診査の受診勧奨を優先させる必要がないことを明確化するよう意見を表示したもの　(233ページ記載)

・介護施設等における陰圧装置設置事業の実施に当たり、都道府県に対して、居室等が陰圧室としての機能を有するためにダクト工事が必要な簡易陰圧装置を設置する場合は同工事を行うこと及び予備部品の購入費等を対象経費に含めないことについて周知するなどして、事業が適切に実施されるよう改善させたもの　(256ページ記載)

・日本年金機構情報セキュリティポリシー等に基づいて実施すべき情報セキュリティ対策を事業担当部署に対して周知徹底することなどにより、情報システムの調達、保守等業務の外部委託等において適切な情報セキュリティ対策が講じられるよう改善させたもの　(480ページ記載)

### 3　主に経済性の観点から検査したもの

検査対象機関の事務・事業の遂行及び予算の執行がより少ない費用で実施できないかという経済性の観点から検査した結果として次のようなものがある。

①　役務契約における費用の積算について

・収穫調査に係る人員輸送費の積算に当たり、複数のレンタカー会社から月額料金に係る見積書を徴取することなどを要領に定めて、市場価格等を踏まえた適切な借上料金を用いて経済的な積算を行うよう改善させたもの　(315ページ記載)

・航空管制官訓練教官業務作業員の派遣契約に係る予定価格の積算に当たり、派遣単価の算出根拠となる資料に記載された派遣料金に消費税が含まれていることなどを踏まえた派遣単価の算出方法を定めた積算要領を制定するなどして、予定価格の積算が適切に行われるよう改善させたもの (402 ページ記載)

・建設工事等に伴う警備業務契約に係る警備労務費の予定価格の積算に当たり、夜勤単価の算出の基となる合理的な割増率を定めるなどするとともに、契約変更を行う場合において、原則として当初契約の積算時における労務単価を用いるよう周知することにより、適切な積算を行うよう改善させたもの (428 ページ記載)

・警備業務に係る委託契約において、予定価格の積算に当たり、警備員の１時間当たりの人件費単価の算出を誤ったこと及び平日の巡回警備に係る１日当たりの配置時間数を過大に設定していたことにより、契約額が割高となっていたもの (475 ページ記載)

② 事務・事業に係る経費の節減について

・認定こども園に係る子どものための教育・保育給付交付金について、費用の額の算定に当たり、主幹保育教諭等の人件費等に相当する費用が基本分単価に含まれていること及び主幹保育教諭等２人又は１人を配置していない場合に減額調整を行う必要があることを明確に示し、市町村等に対して周知することなどにより、交付額の算定等が適切に行われるよう改善の処置を要求したもの (54 ページ記載)

・在外公館の館員住宅に設置する自家発電機の買換えに当たり、新たな申請の様式を作成し、在外公館が配備先となる被貸与者を明記した上で申請するよう周知するとともに、本省において申請の審査時に配備の見込みの確認を十分に行うことにより、自家発電機が適時適切に調達されるよう改善させたもの (85 ページ記載)

・社会福祉施設等災害復旧費国庫補助金の交付額の算定に当たり、過去に補助金等の交付を受けた建物等に該当するか否かにかかわらず火災保険金を総事業費から控除するなどするよう改善させたもの (253 ページ記載)

・労働保険事務組合に対する報奨金の交付額の算定に当たり、労働保険料の収納率を高く維持するという交付目的に照らして、確定保険料が生じていない対象事業主を算定の対象に含めないこととすることにより、報奨金の交付額の算定が適切に行われるよう改善させたもの (260 ページ記載)

・橋りょう工事における床版防水工の設計に当たり、道路橋床版防水便覧に定められている要求性能を満たすことを前提として、設計条件等により特定の床版防水層を使用しなければならない特段の理由がなく床版防水層の候補が複数ある場合は、経済性を比較検討して最も経済的なものを選定する必要があることなどを明確化した上で、事業主体に対してその内容を周知することなどにより経済的な設計となるよう改善させたもの (393 ページ記載)

・94 式水際地雷敷設車の改造に当たり、契約主体の選定及び契約内容について、経済性を十分に考慮して検討を行い改造指令書を作成するよう周知することにより、今後予定される改造がより経済的に実施されるようにするとともに、他の装備品等に係る改造を実施する場合においても同様に経済性を十分に考慮した検討が行われるよう改善させたもの (432 ページ記載)

・部品供給等のPBL契約の実施に当たり、仕様書等を需給統制機関に共有することにより、需給統制機関において部品供給の対象品目の部品の調達が行われないようにするとともに、PBL契約の仕様書等の作成時に、需給統制機関における部品供給の対象品目の保管状況を把握することなどにより、需給統制機関が保管している部品が有効に活用されるよう改善させたもの　(436ページ記載)

・橋りょうのプレキャストコンクリート製の床版及びその接合部の設計に当たり、鉄筋のかぶりを確認するための非破壊試験について、プレキャストコンクリート製の床版の特徴及び製作状況並びにその接合部の構造等を考慮した適切な頻度とするよう改善させたもの　(469ページ記載)

・大学入学共通テストに係る試験問題冊子等及びリスニング機器の調達に当たり、教科等別登録割合及びリスニング機器の不具合発生率等を考慮した経済的な調達を継続的に行うよう関係部局に周知徹底するなどするとともに、大学入試センターが保有する情報を活用して調達数量の算定基準等を検討するなどする会議を設置して継続的に調達数量を見直す体制を整備することにより、これらの調達が経済的に行われるよう改善させたもの　(485ページ記載)

③　事務・事業の実態に即した費用の算定等について

・ホストタウンとして登録された地方団体による交流計画の実施に要する経費を算定事項として交付する特別交付税について、地方団体に対して報告を求めることにより、実際に要した当該算定事項の対象となる事業に係る経費の額を把握し、当該算定事項に係る控除措置が適切に行われるよう改善させたもの　(73ページ記載)

・国民年金保険料収納業務に係る請負契約において、業務の実態をより適切に反映した実施見込件数を用いて予定価格を積算することにより、予定価格が適切に算定されるよう改善させたもの　(477ページ記載)

**4　主に効率性の観点から検査したもの**

検査対象機関の業務の実施に際し、同じ費用でより大きな成果が得られないか、あるいは費用との対比で最大限の成果を得ているかという効率性の観点から検査した結果として次のようなものがある。

①　事務・事業の運営について

・学校施設の用に供する国有地の貸付けに当たり、貸付料を減額できる面積の算定について、校舎等の延面積に乗ずる倍率の考え方を示すことなどにより、減額率が5割となる面積が施設を維持運営するのに必要な最小規模面積となるよう改善させたもの　(101ページ記載)

・水田活用の直接支払交付金事業の実施に当たり、実質的に水稲の作付けを行うことができる農地を交付対象水田とするための判断基準を定め、対象作物の収量が記載されている書類等を提出させるなどして実績報告書の確認等を適切に実施し、対象作物の地域の目安となる基準単収等を定めさせるなどして実際の収量に基づいた定量的な収量確認を行えるよう改善の処置を要求するとともに、現行制度の運用の見直しを検討するなどして、対象作物の収量増加に向けた改善が図られやすくなるような方策を講ずるよう意見を表示したもの　(289ページ記載)

・下水道管路施設の老朽化対策に当たり、事業主体に対し、腐食環境下にある下水道管路施設を適切に把握すること、速やかに下水道法等に基づく点検を行うことを検討すること及び点検結果等を適切に記録し保存することを周知するとともに、緊急度Ｉと判定された下水道管路施設について、修繕等の具体的な実施時期を確認し、必要に応じて助言を行うこととすることなどにより、修繕等の必要な措置が速やかに実施されるなどするよう改善させたもの (383 ページ記載)

・無人航空機の運航者に注意喚起を行うなどするために構築したドクターヘリ離発着場所、条例飛行禁止区域等の情報を共有するシステムについて、ドクターヘリの運航者及び地方公共団体に対して、改めて、その構築目的、活用方法等について周知し、同システムにおいて共有すべき情報の登録を依頼するとともに、継続的に登録の働きかけを行うなどすることにより、ドクターヘリ離発着場所及び条例飛行禁止区域の登録が進捗するよう改善させたもの (388 ページ記載)

・地震発生時に橋脚の損傷に起因して、上下線共に通行不能になり緊急輸送道路としての高速道路ネットワークが機能しないおそれがある区間等を早期に解消させるために、現地の条件等を踏まえた橋脚補強の効率的な整備手法について検討を行うなどの措置を講ずるよう意見を表示したもの (460 ページ記載)

### 5　主に有効性の観点から検査したもの

検査対象機関の事務・事業の遂行及び予算の執行の結果が、所期の目的を達成しているか、また、効果を上げているかという有効性の観点から検査した結果として次のようなものがある。

①　事業効果の発現について

・高度無線環境整備推進事業により整備された伝送用専用線設備について、利用状況の評価により十分に活用されているか把握できるようにするとともに、十分に活用されていない場合には、必要に応じて補助事業者に助言等を行うことができるように、更に活用する方策を検討するよう意見を表示したもの (68 ページ記載)

・無償資金協力(草の根・人間の安全保障無償資金協力)の実施に当たり、小学校等の建設工事を実施する事業において、進捗状況の確認のために事業実施機関から取り付けることとしていた中間報告書が期限までに未提出であるなどの場合、遅延の原因の究明や工事の現況把握のための現地訪問等により事業の進捗を確認する措置を十分に講ずるなどして、無償資金協力の効果が十分に発現するよう意見を表示したもの (78 ページ記載)

・後期高齢者医療広域連合が実施している高齢者保健事業において、健康診査の実施後に受診勧奨及び保健指導の対象者の抽出が適切に行われていないことについて、受診勧奨及び保健指導に関する具体的な内容や実施のための方法等を明確に示すなどして、健康診査の事業を対象として交付された補助金等の効果が十分に発現するよう、また、医療機関に存在する診療情報を活用することができるための方策を検討して、高齢者保健事業が経済的に実施されるよう意見を表示したもの (247 ページ記載)

・森林環境保全整備事業で整備された防護柵について、都道府県及び事業主体に対して、

現地の諸条件を勘案した上で維持管理を行うことの重要性を周知し、事業主体に現地の諸条件に応じた維持管理の方法を検討するよう助言するとともに、都道府県に対して、事業主体による維持管理の実施状況を把握して指導監督を十分に行うことのできる体制を整備するよう助言することにより、防護柵の効果が十分に発現されるよう改善の処置を要求したもの　(298ページ記載)

・非常用発電設備が設置された農業水利施設のうち、ポンプ場設計基準等の改定前に設計された施設について、更新等を行うまでの間の施設の重要度等に応じた浸水対策を実施するための方針を検討するとともに、ダムについて、非常用発電設備の燃料タンク容量が所要の運転可能時間を確保するものとなっていない場合には燃料タンク容量を見直すなどするよう事業主体に対して指導又は助言を行うことにより、洪水等が発生した場合に設備の早期の機能回復や浸水被害の軽減を行うことができるよう、また、商用電源が停電した場合でもダムの機能を維持できるよう改善の処置を要求したもの

(304ページ記載)

・水害ハザードマップに記載する必要があるとされている情報について、地図面の視認性を確保しつつ記載する方法等を示すとともに、これらの情報が記載されているか網羅的に確認するためのチェックシートを作成して、市区町村に対して、水害ハザードマップの作成等に活用するよう周知することにより、水害ハザードマップを通じて水害時に人命・身体に直接影響を及ぼす可能性があるアンダーパス等の重要な情報が住民等に提供されるよう改善させたもの　(397ページ記載)

②　制度の運用について

・退職手当等の支払を受けた居住者が所得税の確定申告を行う場合に退職所得の金額を加算した合計所得金額に応じて基礎控除等が適正に適用されているかについて、源泉徴収票データを活用した具体的な申告審理の事務処理手続を定めるなどして、的確な確認を行うなどするよう改善させたもの　(96ページ記載)

・新型コロナウイルス感染症緊急包括支援交付金(医療分)(感染症検査機関等設備整備事業に係る分)により民間検査機関に整備した次世代シークエンサーについて、都道府県に事業の目的を再度周知した上で、目的に沿って使用されるよう検討させるなどして、有効に使用されるなどするよう意見を表示したもの　(241ページ記載)

・畜産・酪農収益力強化総合対策基金等事業(機械導入事業)の実施に当たり、事業実施主体に対して、実施要領等に基づき事業の実質的な効果を検証するための価格補正を行うこと、根拠資料の現状値及び実績値を基に行うこと並びに当該根拠資料を保存することについて、協議会及び取組主体にこれらを適切に行わせるよう指導させ、また、価格補正等の実施状況や根拠資料の保存状況を具体的に確認する体制を整備させることにより、成果検証が適切に行われるなどするよう改善させたもの　(310ページ記載)

・コンテンツグローバル需要創出促進事業において、中小・小規模事業者の財政基盤等を考慮する必要があるとして交付額事後調整の対象外とする仕組みを設けていたのに、経済産業省が想定していた中小・小規模事業者に該当しない事業主体が実施する事業についても交付額事後調整の対象外となるなどしていたことを踏まえて、同種の補助金による事業の実施に当たり、公募要項を見直すとともに、実績報告書等の収支等に係る電子データを入手し分析するなどして公募要項の見直しを行う態勢整備を図るよう改善させたもの　(333ページ記載)

・多重無線回線の通信鉄塔及び局舎に係る耐震診断及び耐震対策を実施することの重要性等を事務所等に対して周知し、通信鉄塔及び局舎の耐震性等が確保されているかについて事務所等から定期的に報告させて把握するとともに、通信鉄塔及び局舎に係る耐震診断及び耐震対策を順次実施していくための実施方針を定めさせ、多重無線回線の全国的なネットワークの機能を維持する観点等から必要な指導を行うことにより、大規模地震が発生した際等に多重無線回線の全国的なネットワークの機能が維持されるよう改善の処置を要求したもの (377 ページ記載)

・新型コロナウイルス感染症対応地方創生臨時交付金による事業の実施に当たり、物品配布等事業において使用されていない物品の活用を促進する方策を検討するよう地方公共団体に対して周知するなどするとともに、端末購入等事業における超過期間に係る保守費用等について交付対象経費となる範囲の取扱いを明確に定めるなどした上で、実施計画上で交付の対象となる範囲を明らかにすることなどを地方公共団体に対して周知するなどするよう改善の処置を要求したもの (442 ページ記載)

・荷物等集配委託契約に付随して荷物を配達地域ごとに区分する業務に対する委託料の支払に当たり、覚書の日額単価等が実態に即したものとなるよう日額単価等の設定方法や変更の手続を具体的に定めることにより区分業務委託料の支払等が適切に行われるよう改善させたもの (527 ページ記載)

③ 資金の有効活用について

・特定の支出等のために運営費交付金が交付された場合について、中期目標期間の最後の事業年度における積立金の処分に係る承認申請に当たり、資金を有効に活用するため、次の中期目標期間に使用が見込まれる額を基に繰り越すべき積立金の額を適切に算定しなければならないことを各国立大学法人に周知徹底することにより、積立金の額を適切な規模とするよう改善させたもの (127 ページ記載)

・独立行政法人中小企業基盤整備機構が被災中小企業施設・設備整備支援事業を実施するために熊本県に貸し付けた貸付金について、同県に対して、被害を受けた中小企業者等への貸付金の交付見込みを踏まえた規模の見直しを求めることにより、使用見込みのない額を返還させるよう改善させたもの (506 ページ記載)

・中小企業生産性革命推進事業のうちコロナ特別対応型の小規模事業者持続化補助金事業において事務局に概算払された事業費について、補助金の支払が終了していて使用見込みのない額を返還させるよう改善させたもの (510 ページ記載)